

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

農業委員会事務局

許認可等の内容		農地又は採草放牧地の権利移動の許可
根拠法令等及び条項		農地法第3条第1項
標準 処理 期間	根拠条項	農地法関係事務処理要領
	設定等年月日	平成21年12月1日設定 令和2年4月1日最終変更
	標準処理期間	4週間
審査 基準	根拠条項	農地法第3条第2項
	参考事項	農地法施行令、農地法施行規則
	設定等年月日	昭和27年7月15日設定 令和5年4月1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 次のいずれかに該当する場合は許可することができない（許可の基準）</p> <p>(1) 権利を取得しようとする者又は、その世帯員等の事業に必要な機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて取得後において農地等のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められない場合</p> <p>(2) 農地所有適格法人以外の法人が農地等の権利を取得する場合</p> <p>(3) 信託の引き受けにより農地等の権利が取得される場合</p> <p>(4) 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が農作業に常時従事すると認められない場合</p> <p>(5) 農地等につき所有者以外の権限に基づき耕作等を行う者が他人に転貸・賃入れする場合</p> <p>(6) 周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合</p>	